

## 【質問回答】 工事の設計サポート（建設コンサルタント）登録

R3.3.23更新

番号	質問年月日	質問	回答年月日	回答
1	R3.3.16	(様式1) サポート企業登録申請書の押印は省略できますか？	R3.3.18	押印は省略できます。
2	R3.3.16	下記例のような、またはそれ以外に証明書類の添付は必要ですか？ ・令和3・4年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の申請済みであること。 ・中国地方整備局管内に本店、支店または営業所を有していること ・建設コンサルタントの登録状況	R3.3.18	添付の必要はありません。
3	R3.3.22	サポートの依頼 「依頼を受けた建設コンサルタントは、対応の可否を工事受注者に伝える。」とあります。繁忙期に作業を受け入れる余裕がない場合、依頼の第一報時点で作業依頼を断ることは可能でしょうか。	R3.3.23	サポート企業の判断で受け入れ可否を判断してください。なお、断ることにより登録制度による評価には影響しません。
4	R3.3.22	施工時の対応 工期には余裕がありますか。即時打合せ・対応が毎回求められますか。	R3.3.23	案件によって異なるため、サポート依頼のあった工事受注者に確認をして下さい。
5	R3.3.22	費用の負担 「工事受注者は、サポート企業と下請契約を締結し、適切な支払いを行うこと。」とあります。成果品納品後の翌月と考えますがよろしいですか。工事受注工期完了後とかにはならないですね。	R3.3.23	支払いに関しては、サポート依頼のあった工事受注者に確認をして下さい。
6	R3.3.22	契約費用積算について 工事受注者と、サポート企業との協議で決定ですか。国交省で積算し決定ですか。積算できる基準がありますか。	R3.3.23	工事受注者と、サポート企業で協議してください。下請けに係る積算の基準はありません。ただし、発注者の指示による設計費用は「設計業務等標準積算基準書」に基づき積算します。